

令和6年度第2回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和6年6月17日(月)午後6時30分～
会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 協議事項

(1) 自主的審議事項について

(2) 高田区地域協議会委員研修について

(3) 地域協議会だよりの配布方法について

3 事務連絡

4 閉会

【次回協議会 7月16日(火)午後6時30分～：高田城址公園オーレンプラザ】

【次々回協議会 8月19日(月)午後6時30分～：高田城址公園オーレンプラザ】

件名	地域の課題	協議内容、実績	市へ提出した意見書（要旨）	左記意見書に対する市の回答（要旨）
(1) 稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について (令和2年10月19日決定)	<ul style="list-style-type: none"> 稲田橋上流の中洲周辺等に土砂が堆積している。 稲田橋付近の河川敷に土砂が堆積している。 土砂をそのままにしておく、大雨による被害が大きくなる懸念がある。 	<p>関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう意見を取りまとめる。</p> <p>R2. 8. 17 ・市関係課から説明を受ける。</p> <p>R2. 11. 26 ・現地視察を実施。</p> <p>R3. 2. 8 ・市へ要請書を提出。</p>	<p>(要請書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年の台風19号による関川の増水により、稲田橋付近の河川敷に大量の土砂が堆積しており、その土砂をそのままにしておく、水害による被害を大きくする危険性がある。 令和2年11月26日に実施した現地視察において、市の担当課から国に確認した情報として「今後、撤去する見通しである」との説明があったが、実施時期は未定とのことにつき、関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう、一層強力に要請する。 	<p>要請書の提出を受け、2月に担当課が高田河川国道事務所高田出張所に本要請書を持参し、河川敷の土砂の撤去を要請。</p>
(2) 高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について (令和2年10月19日決定)	<ul style="list-style-type: none"> 高田区では7.11水害で大規模な内水氾濫が発生している。 その後もたびたび内水氾濫が発生しており、昨年度の台風19号の際、また、今年度も豪雨により内水氾濫が発生した。 当市には内水ハザードマップがない。 	<p>高田区における内水ハザードマップの作成及び住民への周知について意見を取りまとめる。</p> <p>R2. 8. 17 ・市関係課から説明を受ける。</p> <p>R2. 11. 26 ・現地視察を実施。</p> <p>R3. 2. 8 ・市へ意見書を提出。</p> <p>R3. 2. 17 ・市から回答。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に国土交通省から自治体に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知があったが、現在、市では検討中とのことであり、未作成である。 高田区においては、昨年度の台風19号、今年度の豪雨等により内水氾濫が発生していることから、住民の安全・安心な暮らしに資するため、内水ハザードマップを早期に作成・周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の有識者会議においてハザードマップの作成の促進に向け一部の解析を省略した簡易的な手法への見直しを進めているところである。 国の改訂内容と整合を図りながら、引き続き作成時期や対象範囲、記載内容等を検討していく。
(3) 高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて (令和2年12月21日決定)	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会が地域活動支援事業の審査等を行うことについて、市の条例等に規定されていない。 地域活動支援事業の審査等は地域協議会の本来業務ではない。 	<p>地域活動支援事業の審査等は地域協議会の役割であるかどうか、提案事業の関係者である場合も含めて全委員が審査等を行うことなど審査のルールについて意見を取りまとめる。</p> <p>R2. 12. 21 ・市担当課から説明を受ける。</p> <p>R3. 2. 1 ・従来どおり審査等を行うこととし、審議を終了。</p>	—	—

高田区における自主的審議事項

件名	地域の課題	協議内容、実績	市へ提出した意見書（要旨）	左記意見書に対する市の回答（要旨）
<p>(4) 高田区における大雪災害対応について（令和4年5月23日決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月の記録的な大雪により高田区を中心に9年ぶりとなる一斉屋根雪下ろしが行われた。 このような大雪は今後もあり得ると認識する。 	<p>高田区における大雪災害対応について、地域協議会としての意見を取りまとめる。</p> <p>R3. 10. 18 ・第二分科会の協議内容に決定。</p> <p>R3. 11. 15 ・市関係課から説明を受ける。</p> <p>R4. 2. 14 ・防災士、民生委員との意見交換会を実施。</p> <p>R4. 5. 23 ・自主的審議事項に決定。</p> <p>R4. 7. 1 ・市へ意見書を提出。</p> <p>R4. 7. 26 ・市から回答。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「大雪そのものが災害である」という共通認識の下、行政と市民が協働で大雪に対応するような施策を講じる。 すべての市民に災害緊急情報を伝達するよう町内会長宅のFAX、町内放送設備等の有効活用及び大雪災害対策チラシの全戸配布を検討する。 大雪時に狭あい道路で放置車両が生じ除雪を妨げることがないように通行止めの実施を検討する。 雁木が途切れた民地を含む通学路の除雪への支援を検討する。 一斉屋根雪下ろし時、道路通行止めの期間をできるだけ短縮し、排雪完了までの「町内会単位の実施予定表」を事前に関係町内会と関係住民に周知する。 備蓄物品の種類・保存量の目安の周知及び市の負担による町内会等の備蓄を検討する。 買い物弱者対策を検討する。 大雪時の行政、町内会、個人の任務分担を明確にし、備えるべきことを明示する。 町内会長、民生委員、防災士など大雪対策に係る関係者の連絡を密にする方策を講じる。 降雪前に町内会のブロックごとに住民説明会を開催し、市の大雪対策について説明する。 	<ol style="list-style-type: none"> 広報上越等により適宜市民に向けた啓発を行うとともに、「公助」の観点から町内会等に防災訓練の実施を働き掛けている。高田区においては、家屋連担地域という特性を踏まえ一斉屋根雪下ろしを市民と協働で実施している。 市で整備した防災ラジオ等により情報発信しており、情報収集の方法はR3年8月に全戸配布した洪水ハザードマップ等で周知している。町内会長宅のFAXの活用等については、各町内会で放送設備や組織体制が異なるため、町内会の判断で活用するものとする。一斉屋根雪下ろしの際等、関係市民に確実に知らせる必要がある場合は全戸配布をしているが、その他は今後も広報上越を基本としながら適宜適切な手法で情報発信する。 R3年度に除雪計画を見直し、優先的に除雪する路線を明記したため、住宅地の生活道路が一時的に通行不能となる場合がある。通行止めについては、誘導員の配置が伴うことから実施は困難であり、不要不急の外出を控えるよう市民に周知する。 雁木は個人所有であり市道敷ではないため、市による除雪の委託等は考えていない。 一斉屋根雪下ろしの方法について、早期交通開放等を目的に土曜日・日曜日に限らず、分散的・段階的な屋根雪下ろし・排雪作業の方法に見直したところである。関係者への周知については、関係町内会長を対象とした事前説明会を開催するとともに、日単位の雪下ろし・排雪作業示したチラシは実施路線が確定次第、速やかに関係住民に周知することとしている 防災ガイドブック等で周知済み。町内会等への配備は考えていない。 防災ガイドブック等で3日間は自力で生活できる備えを周知している。4日目以降は市の備蓄品等での対応を想定するが、まずは地域の共助で対応願いたい。 大雪への備えについて必要な対応をまとめ令和3年11月末に全町内会で回覧し周知したところである。「公助」の取組については除雪計画に基づき道路交通の確保を最優先とし、「自助」の取組は市民各自が対応すべきものとする。 上記①及び⑧回答のとおり。 毎年、地域自治体単位で町内会長を対象に道路除雪の体制の説明会を開催するとともに、住民に対しては大雪災害発生時の対応について班回覧している。町内会のブロック単位での住民説明会の開催は考えていない。

令和 5 年 11 月 27 日

高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の既定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	防犯灯の設置・補修を公費で行うことを求める
内 容	<p>防犯は、行政の重要な施策の一つである。</p> <p>防犯灯は、地域住民の安全安心、とりわけ夜間の安全を確保する上で、たいへん重要な役割をはたしている。そうした観点から見ると、防犯灯の新規設置、故障した時の修繕、劣化による取替など（以下、「防犯灯の設置・補修」という）は、本来公費で行うべきものである。</p> <p>しかるに現在、「防犯灯の設置・補修」の費用は、町内会が負担していて、電気料金のみ行政が負担している。その電気料金も、LED化によって、以前の数分の一になったといわれている。</p> <p>蛍光灯をLED灯に転換する際、LED化推進のために期間限定で、費用の1/3（上限1万円）を補助する制度があった。その期間は延長されたが、現在は終了していて補助制度はない。</p> <p>また現在でも、集落と集落との間の「防犯灯の設置・補修」は、行政が行っている。しかし、町内と町内とが繋がっている高田区では、集落間がなく、ほぼすべての防犯灯が町内会の費用負担で設置されている。</p> <p>蛍光灯からLED灯への転換から、早いものでは10年を経過しようとしている。すでに故障等で、修繕・取替をしなければならない事例が発生していると聞く。今後、経年劣化等で補修や取替が発生してくることが予想される。</p> <p>上越市全体では、人口減、少子高齢化が進行している。中心市街地を抱える高田区においてもそれは例外ではない。このことは、町内会の財政基盤にも影響を及ぼしている。防犯灯のLED化の際に、その費用負担が町内会会計の大きな負担になった。近々発生するであろう「防犯灯の設置・補修」費用が、町内会会計の大きな負担になることが予想される。</p> <p>地域住民の安全安心を図るうえで、たいへん重要な役割をはたしている防犯灯の設置・補修は、町内会の負担ではなく公費で行っていただきたい。</p>



高田区における「地域活性化の方向性」

《高田区の地域活性化に向けて》

豊かな自然・歴史・文化を受け継ぎ、
人と人がふれあい、安心安全の暮らしの
中で持続可能なまちづくりを目指します。

【構成要素】

- | |
|---|
| ① 高田開府 400 余年の歴史ある有形・無形の資源
(自然・雁木・町家・寺院群) を活かし、100 年先
を見据えた活動を推進。 |
| ② 人々の交流を深化させ、住民主体の活動を推進。 |
| ③ 医療、福祉施設の整備と子育て・高齢者の生活環境
の充実を推進。 |
| ④ 教育施設の充実、社会人の再教育や次世代を担う
人材育成、デジタル教育などの推進。 |
| ⑤ 自然災害(地震・風水害)などに対応した防災活動
の推進。 |
| ⑥ 除排雪など克雪対策の強化と雪と共に生きるまち
づくりの推進。 |

各地域自治区における自主的審議事項の取組状況 (R2. 4～R6. 4)

区名	現在審議中のテーマ (審議開始日～)	審議が終了したテーマ (審議開始日～審議終了日)
高田区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について (R2. 10. 19～R3. 2. 8) ・ 高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について (R2. 10. 19～R3. 3. 15) ・ 高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査・採択等を行うことの見直しについて (R3. 2. 1) ・ 高田区における大雪災害対応について (R4. 6. 20～R4. 8. 16)
新道区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の交流の促進について (R4. 4. 18～R5. 5. 23) ・ 河川敷の活用による地域活性化について (R4. 4. 18～R5. 5. 23) ・ 水害対策について (R5. 9. 26～R6. 1. 23)
金谷区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 金谷区の防災機能強化について (R2. 9. 30～R5. 12. 19)
春日区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 春日山城跡の観光振興策について (R3. 11. 26～R6. 2. 1) ・ 安全・安心に暮らせる春日区とする方策について (R3. 11. 26～R5. 8. 29) ・ あらゆる世代が心豊かに暮らせる春日区とする方策について (R3. 11. 26～R5. 8. 29)
諏訪区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 二貫寺の森の活用について (R3. 4. 28～R6. 2. 22)
津有区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 津有区の特長を生かした地域活性化策について (R3. 4. 26～R5. 11. 27) ・ 戸野目小学校における下校時の路線バス待ち時間の解消について (R6. 1. 29～R6. 3. 25)
三郷区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 三郷区の郷土芸能 無形文化財「春駒」の伝承について (R3. 2. 12～R4. 12. 22) ・ 地域活性化につながる新しい三郷地区公民館の在り方について (R4. 8. 30～R4. 12. 22)
和田区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越妙高駅周辺の整備、活性化について (R3. 6. 24～R6. 2. 21)
高士区		<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧高士スポーツ広場 (旧高士中学校跡地) の活用策について (R3. 4. 22～R6. 1. 26)
直江津区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直江津まちづくり構想について (H25. 2. 14～) ・ 地域ぐるみの防災活動の推進について (R5. 10. 10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団のあり方について (H25. 2. 14～R5. 12. 12)
有田区		
八千浦区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸線の安全・安心について (R4. 3. 22～) ・ 保倉川放水路と八千浦区のまちづくりについて (R4. 3. 22～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八千浦中学校体育館の屋根の修繕について (雨漏り対策) (R4. 3. 22～R4. 12. 21)
保倉区		
北諏訪区		
谷浜・桑取区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者を受け入れるための地域づくりについて (R5. 8. 3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統行事、史跡、文化の継承について (R5. 8. 3～R6. 2. 19)

区名	現在審議中のテーマ（審議開始日～）	審議が終了したテーマ（審議開始日～審議終了日）
安塚区	・住みやすい安塚の在り方について (R3. 12. 21～)	
浦川原区		・ほくほく線の利用促進及び利便性向上について (R4. 12. 21～R5. 9. 26) ・浦川原区における文化の伝承について (R5. 7. 25～R6. 1. 23)
大島区		
牧区	・あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について (R3. 9. 7～)	
柿崎区	・柿崎区内の公共交通の在り方について (R2. 10. 28～) ・空き家対策について (R2. 10. 29～) ・柿崎区保育園にかかる課題と今後について (H26. 11. 26～)	
大潟区	・大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館の利活用促進について (R3. 6. 10～) ・大潟野外活動施設の今後の活用について (R5. 6. 22～)	
頸城区		
吉川区	・公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について (R6. 2. 15～) ・株式会社 よしかわ杜氏の郷民営化について (R4. 4. 28～) ・若者の移住定住につながる魅力的な子育て支援策について (R6. 2. 15～) ・尾神岳周辺の観光振興と道の駅よしかわ杜氏の郷の活性化について (R6. 2. 15～) ・高齢者に配慮した移動手段（交通手段）の確保について (R6. 2. 15～)	
中郷区	・中郷区型コミュニティバスのあるべき姿について (R4. 7. 26～)	・「勝馬投票券」の特定財源について (H27. 7. 23～R3. 9. 8) ・未来の子ども達がいつまでも住み続けたいまちづくりについて (H31. 2. 21～R3. 9. 8) ・消融雪施設の整備促進及び特定防衛施設周辺整備調交付金の活用について (R4. 7. 26～R4. 11. 2)
板倉区	・板倉区の各種団体が連携した地域活性化について (R3. 12. 21～)	・板倉区観光振興の明確な方向付けについて (H25. 7. 29～R3. 12. 21) ・やすらぎ荘の利活用促進について (R3. 12. 21～R4. 8. 8) ・高齢者や支援を必要とする人にきめ細かな支援を行うための仕組みについて (R3. 12. 21～R5. 2. 16) ・廃校した小学校の維持管理と利活用について (R4. 8. 8～R6. 3. 19) ・板倉区の未来を拓く観光について (R4. 8. 8～R6. 3. 19)
清里区	・子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備 (R5. 9. 28～) ・坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化 (R5. 9. 28～)	・中山間地域の振興について (H27. 10. 26～R3. 9. 2) ・「空き家対策」について (R1. 6. 24～R3. 9. 2) ・市営バスの運行に伴う旅客運賃の負担にかかる検討について (R2. 12. 25) ・坊ヶ池周辺の活性化の取組 (R4. 7. 21～R4. 10. 13)
三和区		・三和の自然や田園の環境保全と情報発信について (R4. 12. 21～R5. 11. 28) ・三和の宝を巡る通年観光の企画及びイベント等の実施について (R4. 12. 21～R5. 9. 26)
名立区	・ろばた館の利活用について (R5. 6. 29～)	・ろばた館の存続に向けて (H30. 3. 20～R5. 6. 29)

令和 6 年 6 月 3 日
上越市ガス水道局施設課

令和 6 年度 旧北本町ガス供給所地下水水質調査結果について

平成 29 年度に実施した北本町ガス供給所構内の土壌調査において、特定有害物質が基準値を超過した値で検出されました。当該地については、周辺環境に飲用井戸がないことや、敷地内への立入制限を行っていることから、直ちに住民の皆さまへの健康被害を生じる状況にはありませんが、ガス水道局では、土壌内汚染が拡散していないことを監視するため、継続的に地下水の水質調査を実施しております。

今回実施いたしました結果、4 か所全ての地下水観測井戸で地下水基準値を超える有害物質は検出されませんでした。

記

○調査結果の概要

1. 所在地 北本町 2 丁目 7 番 1 号
2. 施設名 旧北本町ガス供給所
3. 検査機関 一般財団法人上越環境科学センター
4. 調査箇所 敷地内の地下水観測井戸 4 か所
5. 試料採取日 令和 6 年 5 月 23 日 (木)
6. 調査結果 地下水観測井戸 (No.1~No.4)

調査項目名	検出値	地下水基準値
ベンゼン	0.001 (mg/L) 未満	0.01 (mg/L) 以下
シアン化合物	0.1 (mg/L) 未満	*検出されないこと
水銀及びその化合物	0.0002 (mg/L) 未満	0.0005 (mg/L) 以下
鉛及びその化合物	0.006 (mg/L)	0.01 (mg/L) 以下

*「検出されないこと」とは、その結果が定量限界 (0.1 mg/L) を下回ることをいう。

○今後の対応について

敷地、構内は、引き続き立入禁止区域とし、関係者以外の立ち入りを禁止します。

担当
上越市ガス水道局 施設課
ガス供給係 桶谷・富田
電話 025-522-5517